

## 動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会（第17回）

### 議事概要

1. 日時 令和7年3月10日(月) 15時00分～16時15分
2. 会場 東京都内
3. 出席者

座長	武内 ゆかり	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
委員	磯部 哲	慶応義塾大学大学院法務研究科 教授
	加隈 良枝	帝京科学大学 准教授
	佐藤 衆介	東北大学 名誉教授
	渋谷 寛	渋谷総合法律事務所 所長、弁護士
	田中 治	クウ動物病院グループ 代表獣医師
		日本獣医エキゾチック動物学会 理事
	戸田 光彦	自然環境研究センター 研究主幹
	水越 美奈	日本獣医生命科学大学 教授
	三輪 恭嗣	日本エキゾチック動物医療センター 院長
		日本獣医エキゾチック動物学会 会長
事務局	立田 理一郎	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 室長
	吉澤 泰輔	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 室長補佐
	遠矢 駿一郎	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 室長補佐
	野田 佳代子	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 専門官
	奥村 由奈	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 環境専門員

#### 4. 議事概要

座長の進行により、議事（1）、（2）について検討が行われた。

##### （1）犬猫以外の哺乳類の飼養管理基準に関する検討について

事務局より、資料1「今後の検討スケジュールについて（予定）」について説明した。事務局からの説明後、質問・意見等はなかった。

事務局より、資料2「動物取扱業における犬猫以外の哺乳類の飼養管理基準の細部解釈と運用指針（解説書）」における細部解釈（案）今回の議論項目抜粋版について説明した。事務局からの説明後、以下の質問・意見があった。

##### ○全体に関する指摘

- 細部解釈の中に具体的な動物種が例示されている点は分かりやすいが、どのような基準で記載するのか明らかにした方が良い。（委員）
- 社会的影響を示すという意味で、p.6の(\*1)にある現状飼養数が多い種や展示・触れ合いで使われることが多い種を記載できればと考えている。（事務局）
- 解説書に記載する動物種について、将来的に追加した方が良い種があれば、適宜追加するというのと理解した。（委員）
- 根拠文献については、最新版を確認すること。（委員）

##### ○ケージ等の安全な構造及び素材について（資料2 p.2～3）

- 細部解釈で「ケージ等を床から高さのある場所に置く場合～確実に固定すること」と記載があるが、床置きの場合には固定しなくて良いのか。（委員）
- 動物取扱業の登録基準として施行規則に、ケージ等は床置きの場合も転倒防止の措置

を講じることが規定されている。飼養管理基準には転倒防止の規定がないため、ご意見として受け止め、解説書への記載を検討する。（事務局）

- P2. 安全な構造の各動物種の細部解釈について、ブタ、ウマ、ウシは全て有蹄類であるため、ブタに記載の「転倒や～突起物がないこと。」は、ウマ、ウシにも記載した方が良い。また、肢蹄の「健康」について具体的に記載した方が良い。（委員）
- 細部解釈については、共通事項を記載しつつ、動物種で異なる事項がある場合には個別に書き分けるよう検討する。（事務局）
- 横臥する時間は動物種によって異なる。長時間の場合は敷料に配慮が必要であることを追記できないか。（委員）
- 横臥する時間について、文献も確認し、検討する。（事務局）

○自然な行動を発現させるための設備について（資料2 p.3～4）

- 基準案（2）に「身繕い行動」を追記できないか。また、こすり木を追記してはどうか。（委員）
- 「休息等」の細部解釈で「身繕い行動」を記載していることで対応。（事務局）

○温度計・湿度計の設置、光環境の管理、夜行性動物に関する飼養環境について（資料2 p.5～7）

- 温度や湿度は、動物の体高で計測したほうがよいと言われている。計測する高さについて記載できないか。（委員）
  - 計測の高さについて、文献も確認し、参考情報に追記できるか検討する。（事務局）
  - 細部解釈の「20～28℃を基本としつつ」という表記について、ウシ、ヤギ、ヒツジ等の反芻動物にとって28℃は高く、快適ではないことから、別で記載してほしい。（委員）
  - 反芻動物については、別の取扱いとするよう検討したい。（事務局）
  - 「生息地、年齢、体調等を考慮」と記載されているがこの表現で足りるのか。（委員）
  - 動物種が非常に多く個別の内容を網羅して記載することは不可能。ペットとして流通する種については推奨という形で今後書いていくのではないか。（委員）
  - 細部解釈の「臭気により飼養環境～」は周辺の人間の生活環境という意味か。また、「騒音が防止されるよう」は動物が出す騒音という趣旨か。（委員）
  - 臭気はご認識のとおりである。騒音については、動物にとっての騒音を防止するという意味で読めるが、改めて確認する。（事務局）
- ※ 検討会後に確認した結果「動物にとっての騒音が防止されること」という解釈で誤りないことを確認した。

○輸送後の目視観察について（資料2 p.8）

- 基準案（10）は、犬猫以外の哺乳類の移動販売に関しては、移動先で2日間の目視は必要ないという解釈か。（委員）
- 犬猫以外の哺乳類は、移動先での長い滞在がストレスになることから、移動先で2日間の目視はせず、第4号口で規定されている日常的な健康管理を行っていただくことで手当てする。また、イベント会場等を転々とするような負担の大きい輸送をなくするという趣旨で、日常的に飼養している施設に一旦戻ることを示した基準としている。（事務局）
- 移動先から元施設に戻し、2日間以上確認後は別の場所に移動可という解釈か。（委員）
- ご認識のとおりである。（事務局）
- 細部解釈に「その状態を～目視によって観察」とあるが、状態の変化として外傷や削瘦の記載があった方が良い。（委員）

- 細部解釈で「注意深く」とあるが、注意深さの具体例があってもよい。（委員）
- 畜産動物では、涙や咳等、注意する部分が細かく規定されている。（委員）
- 動物病院であれば、「注意深く」とは1日2回は確認して記録を取っておくなど。回数を明示して具体化できないか。（委員）
- ご指摘を踏まえて検討する。（事務局）

○社会化について（資料2 p. 9）

- 「等」の細部解釈で、「人や他の個体との触れ合いを行うこと」という記載は、下段の推奨事項と併せて「社会化」と記載してはどうか。基準では、人との社会化については記載がないため、人との社会化も必要であるという意味で「社会化」とした方がよい。（委員）

○餌の種類について（資料2 p. 9～10）

ご指摘等なし

○給水の時間について（資料2 p. 11）

ご指摘等なし

事務局より、資料3「ウサギの生態観察調査について」について報告。

## （2）その他について

事務局より、検討中の事項については、次回以降の検討会で基準案をお示しすることを説明した。

以上